



新 風(かぜ)  
松原泰道師揮毫



2020.7 vol. 119

デジタル・ガバメント対応を支援する情報誌

2020年7月1日発行(年4回発行) 編集発行: 株式会社TKC

特集1 寄稿

## 業務とシステムの改革で 2040年の未来をひらく

武蔵大学社会学部 教授 庄司昌彦 氏(自治体システム等標準化検討会 座長)

特集2 寄稿

## 地方公会計の活用へ 重要なのは“まずやってみること”

—「地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)報告書」のポイント

総務省自治財政局財務調査課 課長補佐 鳥居祐輔 氏

TREND VIEW

寄稿 法人関係税、eLTAXの機能改善について  
地方税共同機構

デジタル・ガバメント ここがポイント!!  
行政手続きのデジタル化で求められること

TKC Support Information

利用調整業務の効率化へ、新機能を提供／子ども子育て支援システム  
財務書類の活用へ、チェック・分析機能を強化／公会計システム

ニュース

マイナンバーカード交付予約・管理システムが本稼働

# 業務とシステムの改革で 2040年の未来をひらく

スマート自治体実現に向け、業務や情報システムにもかつてないほどの「大変革」が求められている。そのキーワードの一つが〈標準化〉だ。業務プロセスやシステムの標準化へ、いま、市区町村は何を考え、どう行動すべきか——国最新動向の紹介とともに今後を展望していただく。

武藏大学社会学部 教授  
自治体システム等標準化検討会 座長  
庄司 昌彦



## 2040年に向けた課題

日本の高齢者人口（高齢者の数）は2040年頃にピークを迎えると予測されている。また、1995年に8,726万人だった生産年齢人口は2040年に6,000万人を割り込む。そして1・5人の現役世代が1人の高齢者を支える時代を迎える。

高齢者の増加や生産年齢人口の減少は、地方自治体の予算や業務をさらに逼迫させていくだろう。しかも、人口減少による危機は全国一律にやつてくるわけではなく、地域によっては既に財政危機や人手不足の問題が深刻化している。例えば、全国の地方自治体ではこの10年ほどで公務員の非正規職員化が急速に進み全職員の3分の1程度になってしまっており、一部には3分の2近くに達している例もあるという。

こうした現状を背景として総務省が2018年7月に取りまとめた「自治体戦略2040構想研究会」第二次報告は、今後、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が〈人間でなければできない業務〉に注力できる環境をつく

る必要性を指摘した。

これを踏まえ、総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」は、情報システムやAI等の技術を駆使して効果的・効率的に行政サービスを提供する「スマート自治体」の実現に向けた課題と方策を検討した。

そして筆者は現在、この研究会を引き継いで2019年8月から活動を始めた総務省「自治体システム等標準化検討会」の座長を務めている。本稿では検討会の活動を踏まながら、業務プロセスやシステムの標準化を推進する目的や、具体的な取り組みなどについて考えを述べたい。

## 標準化検討会の取り組み

自治体システム等標準化検討会は、その開催要綱で、①システムの発注・維持管理や制度改正対応などで人的・財政的負担が生じている②様式・帳票が異なるため住民や企業、自治体の負担につながっている——ことを課題として掲げている。特に人口規模が一定規模以上の団体を中心に、同一ベン

# Profile

●庄司昌彦（しょうじ・まさひこ）

1976（昭和 51）年、東京都生まれ。中央大学大学院総合政策研究科博士前期課程修了、修士（総合政策）。2019 年 4 月から現職。主な専門分野は情報社会学、地域情報化、電子行政、情報通信政策、オープンデータ・パーソナルデータ活用。内閣官房オープンデータ伝道師、総務省地域情報化アドバイザーなども務める。



ダのシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることが多く、LGWAN 等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためには、重複投資をなくして標準化・共同化等を推進し、デジタル化に向けた基盤を整備していく必要があるとうたっている。

検討会では現在、「住民記録システム」の標準化を議論の対象とし、国と地方自治体、関係機関、IT企業から構成員 27 名、準構成員 7 名が集まり、本稿執筆時点までに検討会を 3 回、集中的な議論を行う分科会を 8 回開催してきた。近いうちに「住民記録システム仕様書」を決定・公表する予定だ。この仕様書が目指すのは、複数のベンダーが広域クラウド（近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド）上でアプリケーションサービスを提供し、各自治体はそれらを原則カスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行えるようになることだ。

住民・企業等のサービス利用者は、

自治体に対し異なる手続きで実施していた申請等が統一され、手続きの簡素化や合理化が実現する。自治体は、限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や法令改正対応等の業務、調整コストが減少し、他の業務に人材を充当できるようになる。また、財政面ではカスタマーズの抑制やシステム共同化による「割り勘」効果により、導入・維持管理や改正時の費用を削減できる。

ベンダーは、個別のカスタマイズ要望が減ることで自治体との調整や改修作業にかかる負担が減少し、人員を AI・RPA やデータ活用等の新たな分野に充てることができるようになり、創意工夫による競争が促進される。また国・国民全体としては、事務の迅速化・正確性の向上や、データ利活用の促進等のメリットが期待できる。

検討会が作成している標準仕様書で目指すのは、次の 3 点となる。

一つ目は「カスタマイズを原則不要にする」ということだ。既存のカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは（標準的に実装すべき機能）として仕様書に盛り込み、そうで

ないものは「実装しない機能」とする。標準準拠パッケージであればそのままで支障なく業務が行えるようにし、カスタマイズを原則不要にする。カスタマイズの仕分けを行うことで、自治体内、自治体間、自治体・ベンダー間の調整コストは削減され、また導入・維持管理や制度改正時の負担も削減される。さらに、自治体間でのシステム共同化の円滑化やカスタマイズに携わるエンジニアの負担削減も実現できると考えている。

二つ目は、「ベンダー間での円滑なシステム更改を可能にする」ことである。標準装備すべき機能やデータ標準等を定めることで、ベンダー移行時の円滑なシステム更改を可能にする。異なるベンダー間において、データの標準や標準装備すべき機能を定めることにより、現在はベンダーが異なる自治体間も含めた共同クラウド化・広域クラウド化やベンダーロックイン防止による健全な競争の促進を目指している。

三つ目は、「自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備」である。統計データや AI の活用など今後のデジタル社会に必要な機能を搭載できるようにす

# 業務とシステムの改革で 2040年の未来をひらく

ることで、住民の利便性向上やデータ作成にかかる自治体の負担削減などを目指している。

## 新型コロナが突きつけたもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、自治体業務の電子化にも大きなインパクトを与えた。

人々の移動や対面でのやりとりの自粛が要請される中で、行政においても対面での手続きや押印・郵送・FAXなど「紙」をベースとしたさまざまな手続きが課題となつた。職員の働き方でも出勤者を減らし交代勤務が行われたほか、特に職員に感染者が出た場合には窓口の閉鎖や大多数の職員をテレワークへ移行することも検討せざるを得なくなつた。その結果、「電子的にも」できるようになつてきていたオンライン手続きが全面的に求められる事態となつた。

また特別定額給付金などの手続きでは、電子的な手段に住民が（恐らく自治体職員も）不慣れであったことによるトラブルも生じた。新型コロナへの対応は、自治体行政の電子化への課題や必要性に対する社会的な関心を高め

る出来事となつたといえるだろう。

ただし、政府においては感染が広がる前から、これまでにく行政の電子化への動きが強まつていたことも指摘しておきたい。

2019年5月に成立した「デジタル手続法」は、国の行政手続きが原則インターネットで受け付けられるようになります。うたうとともに、地方自治体にも努力義務を課している。行政手続きやサービスはデジタルを原則とする「デジタルファースト」、一度提出した情報は再提出が不要となる「ワンストップオンリー」、引つ越しなどに伴う複数の手続きやサービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」の3原則が柱だ。

また昨年11月には、経済財政諮問会議において民間委員が連名で「次世代型行政サービスの早期実現のための工程化に向けて」との問題提起を行い、〈国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化〉や〈地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開〉などを強力に進めるため、「国が財源面・人材面も含め主導的な役割を果たすべき」と述べた。この議論を

## 仕事の仕方や考え方も変化を加速させよう

テクノロジーは急速に発展するが、情報システムを活用した自治体業務の改革には、非常に時間がかかる。情報システムの構築や更新には数年単位の時間がかかるし、システム間の連携を進めるための標準化や共同化にも時間がかかる。これらを住民記録システムだけでなく、自治体のあらゆる情報システムと関連業務で進めるとなると、現実的には5年や10年は簡単に過ぎてしまうかもしれない。

「ペーパーレス」というテーマ一つとっても、10年で全ての業務の原則

ペーパーレス化を実現できる自治体はほとんどないのではないか。

業務と情報システムの改革になかなか取り掛からない自治体では、10年後はおろか20年後の2040年になっても、住民に手書きで名前や住所を何枚も書かせ、何度も印鑑を押させ、郵送やFAXで文書をやりとりする非効率を続いているかもしれない。文書のデジタル化も進まず場所にとらわれた業務を続け、データ分析による付加価値も社会に提供できていないかもしれない



い。そして職員が業務負荷で疲弊しているかもしれない。これこそまさに、避けるべき2040年の自治体の姿だ。悪いシナリオを少しでも避けるためのカギは、仕事の仕方と考え方を変えること、すなわち「業務プロセスの改革」であろう。各地で導入が進んでいるRPAなども重要なのはテクノロジーの新しさではなく、導入を通じてデジタル化の効果を理解し、業務のデジタル化に向けた課題を見つけ、組織や仕事のやり方を変えていくことだ。部分最適で終わらせず、得られた知見を組織内に共有し、帳票の形式や語彙の標準化、システムの連携、デザインなどの全体最適化につなげることが求められる。

自治体業務のイノベーションの効果は自治体内にとどまらない。コロナ対応で表面化したように、紙ベースで時間がかかる行政とのやりとりは企業や市民組織などのデジタル化の妨げとなっている。無駄な押印や対面での手続きを減らし、対面手続きでも手書きではなくデータ入力の機会を増やす、打ち合わせも簡単なものはオンラインにする——など「官民のつなぎ目」の

デジタル化は、地域社会の生産性向上に加え、新たなビジネスや市民活動の促進にもつながるだろう。大きな視野で地域全体のデータ流通や業務プロセスの改革を進めることが求められる。自治体システム等標準化検討会の議論に対しても、「意義は分かるが実行は無理だ」という助言をくださる方もいる。確かに、筆者が研究者として歩んできた15年以上の間、標準化や共同化ははずつと必要性が指摘され続けてきたが大きくは進まなかつた。一方で、「ぜひ進めてほしい。毎回制度が変わるたびに自治体が個別に改修するような無駄はやめてほしい」と期待してくださる現場の方も多数いる。

今までできなかったことをどこまで実現できるかは不透明であり、全ての自治体を理想的な状態に持っていくことは確かに難しいかもしれない。だが筆者は、検討会で〈標準化・共同化を進めたいと考えている自治体が便利に参照できるもの〉を何とか作り上げ、より多くの自治体が一歩でも前進できるよう力を尽くしたいと考えている。読者の皆さまのご理解とご協力をお願いしたい。



# 地方公会計の活用へ 重要なのは“まずやってみること”

「地方公会計の推進に関する研究会」は2019年6月から議論を重ねた成果として、今年3月、研究会報告書を取りまとめた。報告書では、先進事例を交えながら、“活用”への課題と対応策などがまとめられた。そのポイントをご紹介いただく。

総務省 自治財政局 財務調査課  
課長補佐 鳥居 祐輔



2020年3月に「地方公会計の推進に関する研究会」(令和元年度)の報告書が取りまとめられました。

地方公会計に関しては、15年1月の総務大臣通知において、統一的な基準による地方公会計の整備が要請され、17年度までの整備要請期間が終了し、各団体において取り組みが行われているところです。しかし、固定資産台帳・

財務書類を毎年度確実に作成・更新していくという点においては、課題が見られる状況です。

こうした状況を踏まえて、研究会においては、基礎的な部分である固定資産台帳や財務書類の適切な作成等に向けた課題と、それを前提とした財務書類等の活用に向けての課題の二つの柱をテーマに議論を行い、報告書として取りまとめたところです。

以下に、本報告書のポイントをご紹介します。

## 固定資産台帳・財務書類の適切な作成等に向けて

まず、現状として、各団体における状況を確認したところ、次のような課題があることが明らかになりました。

- 決算年度の翌年度末までに固定資産台帳や財務書類を作成・更新できていない団体が2割程度見られる。
- 固定資産台帳の更新時に、建物本体と附属設備を耐用年数に応じて分類せず、一括計上している団体、現物確認を行っていない団体、資産の登録・除却の処理が漏れれている団体が見られる。
- 外部業者に委託している団体が多く、その上で内容のチエック体制が確立されていない団体が多い。
- 地方公会計の担当者数が少なく、体制が十分ではない。また、財務書類等の作成・更新の必要性・重要性が、団体の組織内全体で十分に理解されていらない。

こうした状況を踏まえると、まずは、地方公会計の業務の根幹である財務書類等の作成・更新に関する諸課題の解決が最も重要なこととなります。こうした課題への対応策として、報告書では、主に以下の4点を挙げています。

### 「作成・更新時期の早期化」

### 「内容の精緻化」

### 「附属明細書・注記の適切な作成」

### 「体制整備・意識向上」

## ●「固定資産台帳の更新時期」と「財務書類の作成時期」の早期化の事例

### 仕訳作業の分散化・早期化

[茨城県土浦市]

#### 取り組み内容

- 平成30年度決算分からは、2019年12月頃より作業に着手し、作業も4回に分けて実施。
- 財務書類納品時は、「統一的な基準による財務書類作成チェックリスト」で整合性を確認。

#### 効果など

- 年間を通じて作業が平準化された。
- 担当者の負担軽減や作業時間の短縮につながった。

### 日々仕訳の導入

[神奈川県山北町]

#### 取り組み内容

- 財務会計システムの更新時に、地方公会計と一緒にしたシステムを構築。
- 予算科目と勘定科目をあらかじめひも付け、予算執行を行うだけで仕訳を自動で作成。

#### 効果など

- 出納閉鎖、決算統計作業後、現金取引以外の整理に着手でき、作業時間が大幅に短縮。
- 伝票起票時に固定資産台帳へ登録する仕組みにより、事業担当課が資産を意識するようになった。

## ①作成・更新時期の早期化

財務書類等の作成・更新作業が遅れていけば、次の決算年度分も含めて、二重の作業が発生する可能性があります。毎年度適切に作成・更新していくため、まずは最低限、決算年度の翌年度末までに完成させることが必要です。

現状は期末一括仕訳の団体が多くなっていますが、年度末に仕訳作業が集中し、過去の取り引きの確認に時間を要していることが想定されます。年度末の仕訳作業を、半年・四半期・月に一度など期中に前倒しして定期的に実施することで、早期化と業務負担軽減につながると考えられます。

また、財務会計システムの更新等のタイミングで、財務会計システムと一体的な地方公会計システムを構築し、日々仕訳を導入することも有効な方策です。なお、固定資産台帳の更新もその都度行わなければ早期化にはつながらない点に注意が必要です。

これに関連して、あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の勘定科目を登録しておくことで、予算の段階から各事業担当課が仕訳を行えるため、決算確定後の確認作業について手間の軽減

が可能となります。こうした工夫を行うことも有効です。

図表は、これらの取り組みを実施した団体の事例です。どちらの事例においても、仕訳作業や固定資産台帳への登録作業を日常のルーティンワークに溶け込ませることで、結果的に、作業の早期化と業務負担の軽減につながっています。

これらも参考にしながら、各団体の状況に応じて、できるものから取り組んでいただきたいと思います。

## ②内容の精緻化

固定資産台帳の内容を精緻化していくためには、実態との乖離が生じないよう定期的な現物確認が必要であり、各施設所管課において確認体制を整えることが必要です。

また、建物と附属設備を一体的に計上している団体においては、内容の精緻化に向けて、原則に従って、建物本体と附属設備を耐用年数に応じて分類して計上することが必要です。これに關して、資産を形成する支出を行った際に、各施設担当課において費用の分作業が円滑に行えるよう、統一的な

# 地方公会計の活用へ 重要なのは“まずやってみる”こと

様式を作成し、府内共通で使用するこ  
とが方策の一つとなります。

さらに、財務書類に関して、17年度

の研究会において作成した「チェック  
リスト」を活用し、地方公共団体の職  
員が、自ら財務書類の誤り等を見つけ、  
修正することにより、財務書類の正確  
さを担保していくことが望られます。

これは、作成業務を外部業者に委託し  
ている場合でも同様です。

## 3 附属明細書・注記の作成

附属明細書・注記には、財務4表に  
は計上されない情報（地方債のうち将  
來の交付税措置が見込まれる金額、所  
有外資産の取得価額・減価償却累計額  
等）をはじめ、地方公共団体の財政状  
況を理解する上で必要かつ重要な情報  
が記載されています。そのため、財務  
4表と同様に作成・公表する必要があ  
ることを、改めて認識していただきた  
いと思います。

## 4 体制整備・意識向上

毎年度、適切に財務書類等を作成・  
更新していくためには、各施設所管課  
自身が固定資産台帳の担当者としての

認識を持つなど、府内全体で財務書類  
等の必要性について認識の共有が必要  
です。

### そのためにも年間の作業スケジュー

ルを示し、各団体の状況に応じた作業  
マニュアルを作成するなどして、府内

全体で計画的かつ統一的に作業を進め  
ていくことが重要となります。

また、固定資産台帳と公有財産台帳  
など他の台帳の担当課が異なると、そ  
れぞれに更新作業を行うこととなるた  
め、連携を図り、資産にかかる情報の  
データベースの共通化を図ることも検  
討していくことが望られます。

職員の意識向上のために、職員研修  
や専門家のアドバイスを受けながら業  
務を進めるのも有効です。総務省に  
おいて先進団体職員や専門家に関する  
人材リストの用意を検討しており、こ  
うした情報も活用しつつ、意識向上が  
図られることが期待されます。

## 固定資産台帳・財務書類 活用へ求められること

固定資産台帳や財務書類が適切に作  
成・更新されていることを前提として、  
財務書類等の活用の観点から、次の3

点について検討を行いました。

### 「固定資産台帳の資産管理等への活用」「セグメント分析の推進」「各種指標を用いた比較分析」

#### 1 固定資産台帳の資産管理等への活用

固定資産台帳により資産の情報を網  
羅的に把握することが可能となるため、  
次に挙げるよう、公共施設マネジメ  
ント分野、特に公共施設等総合管理計  
画や個別施設計画の策定・見直しにお  
いての活用が期待されます。

- 固定資産台帳の情報に基づく公共施  
設等の更新費用の推計
- 有形固定資産減価償却率等に基づく  
対策の優先順位の検討
- 施設別コスト等の分析に基づく再配  
置・統廃合、受益者負担の適正化等  
の検討

固定資産台帳の情報を活用するため、  
公共施設等総合管理計画等に記載され  
ている施設と固定資産台帳の資産を共  
通のコードで管理するなど、互換性を  
持たせる（「施設マイナンバー」を付  
与してひも付ける）ことも重要です。  
また、地方公共団体が所有する未利

用資産を一覧的に把握することが可能

となるため、これを一覧化して公表することにより民間等への売却・貸付を促進し、未利用資産の有効活用につなげていくことも期待されます。

## ②セグメント分析の推進

今回の研究会での取り組みとして、公募7団体において、事業別セグメント分析を実践しました。対象とした事業は、廃棄物収集処理事業（3団体）、観光事業（1団体）、債権徴収業務（1団体）、健診事業（1団体）、小中学校給食事業（1団体）の5事業です。

それぞれ分析の結果、コストが想定よりも高水準であることや、使用料・手数料の見直しの必要性を認識するなど、課題の発見につながっています。

セグメント分析が有効な事業分野としては、直営・委託の業務形態の検討、受益者負担の検討、新財源の検討、施

設の建設の検討などが想定されます。

最初に簡易な分析を行い「気付き」を得た上で、必要に応じて詳細・精緻

な分析を行うなど、「まずやってみる」

という観点が重要だと考えています。

## ③各種指標等を用いた比較分析

地方公会計から得られる情報により、現金主義・単式簿記では見えにくいコスト情報やストック情報の把握が可能となり、指標化することで、経年比較や類似団体間比較等を行いややすくなりります。

さらに、自団体の相対的な「立ち位置」を確認するために、複数の指標を組み合わせた散布図による分析が「入り口」として有効であり、特にストックに関して分析を行う観点で、二つの組み合せの例を挙げています。

- 「住民1人当たり資産額×住民1人

当たり負債額」＝負債額と併せて、資産額（維持管理費等により将来の負担になる）を把握することで、将来的の負担を多角的に確認

## ● 「住民1人当たり償却固定資産の取 得価額×有形固定資産減価償却率」

＝保有する償却固定資産の規模感を把握しつつ、当該資産の経年状況を確認

いずれも、他団体と比べて上下左右のどのエリアに位置するか、大きく外れた値の場合なぜそこに位置するかを分析することが有効です。



地方公会計の活用に向けては、基礎部分である〈財務書類等の作成・更新〉が最も重要なことについて、改めて認識することが必要です。

その上で、地方公会計の活用ということになりますが、特に、全国的な課題である公共施設マネジメントにおけるツールとして地方公会計が用いられることが期待されます。その際には、まずは一つの施設を取り上げて分析するなど、「まずやってみる」というスタンスで取り組んでいただきたいと思います。



# の機能改善について

寄稿 ▶ 地方税共同機構

図1 ▶ 主な機能改善項目

**(強化された情報連携)**

**「行政手続きコスト」削減のための基本計画対応**

- ・開廃業・異動等にかかる申請・届出手続き
- ・電子的提出が行われた財務諸表
- ・国税と地方税の共通入力事項

**(ユーザー利用機能の追加)**

**大法人電子申告義務化対応**

- ・明細数の上限拡張
- ・添付書類等の追加送信

eLTAXは、昨年9月に5年ぶりの全面更改を終え新システムに移行するとともに、地方税共通納税システムを新たに稼働させました。2020年も大法人の電子的提出義務化や国税と地方税の手続きの一元化など、納税者等の利便性向上に取り組んでいます。そこで、法人関係を中心に最近追加・変更された機能の概要を紹介します。

## 国税との情報連携、申告手続きの改善

法人関係手続きのワンストップサービスの導入、大法人の電子的提出義務化などに伴い、国税と地方税との間の

各種連携が進められています。開廃業・異動等にかかる申請・届出手続きの電子化に対応するとともに、国税と地方税の共通入力事項はe-Taxと連携できるようになりました。また、e-Taxで法人税申告を行い、財務諸表等を電子データで提出している場合、地方税の電子申告における提出が不要となりました。

これらへの対応のため国税申告連携サーバを新設し、3月23日（バックオフイス連携開始は3月30日／地方団体へは31日）からeLTAXによる連携運用を開始しています。

また、法人税にかかる名簿情報、申告決議情報のデータ連携も11月から開始されます（20年3月国税処理分から）。移行期間中は従前の方法で連携が行われる地域もありますが、22年4月以降は媒体による連携はなくなります。

## 共通納税システム

共通納税システムを利用して納税する場合の納付区分に、「更正・決定」を追加しました。9月には納付情報発行依頼にかかる情報の転用機能を追加し、前回納税したデータから納税額を

コピーできるようにします。毎月納税される特別徴収にかかる個人住民税に便利な機能です。

金融所得にかかる個人住民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）については、21年10月以降eLTAXを利⽤して電子申告・納入できるようになりますこととされ、現在システム開発を進めています。

なお、共通納税システムで納税できる税目の拡大、納付方法の多様化については、引き続き関係機関等との調整を行なうなど検討を進めています。

## PCdeskの利用環境

税理士会等からの要望を踏まえ、20年3月からMicrosoft Edge（Chromium版）でもPCdesk（WEB版）を利用できるよ



# 法人関係税、eLTAX

## コロナ対策に伴う臨時対応

うにしました。

新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長や徴収猶予について、電子的な手続きが可能となるよう緊急対応を行いました。

今回は迅速にシステム対応することを優先し、「徴収猶予申請手続」については既存の税務代理権限証書の画面・書類添付手続を活用して20年5月からeLTAXで申請できることとなりました。今後は、今回のような新たな手続きにも汎用的に利用できる申請手続きを、eLTAXに設定することが期待されます。

### （徴収猶予特例申請手続の電子化）

徴収猶予の特例措置に関する申請書、添付書類を、eLTAXから関係地方団体に一括申請できるようになりました。なお、税務代理権限証書の提出手続きを借用した臨時の措置のため、個人が道府県に対して自動車税や不動産取得税などの特例猶予をPCdesk（WEB版）で申請する場合は、「申請・届出書（法人）」へ進み、各道府県へそれぞれ個別に申請手続きしていくこととしました。

## （申告期限等延長への対応）

ただくこととしました。

新型コロナウイルス感染症の影響による地方法人関係税の申告期限延長申請の手続きについては、各地方団体が指定した方法によって行なうことが原則です。

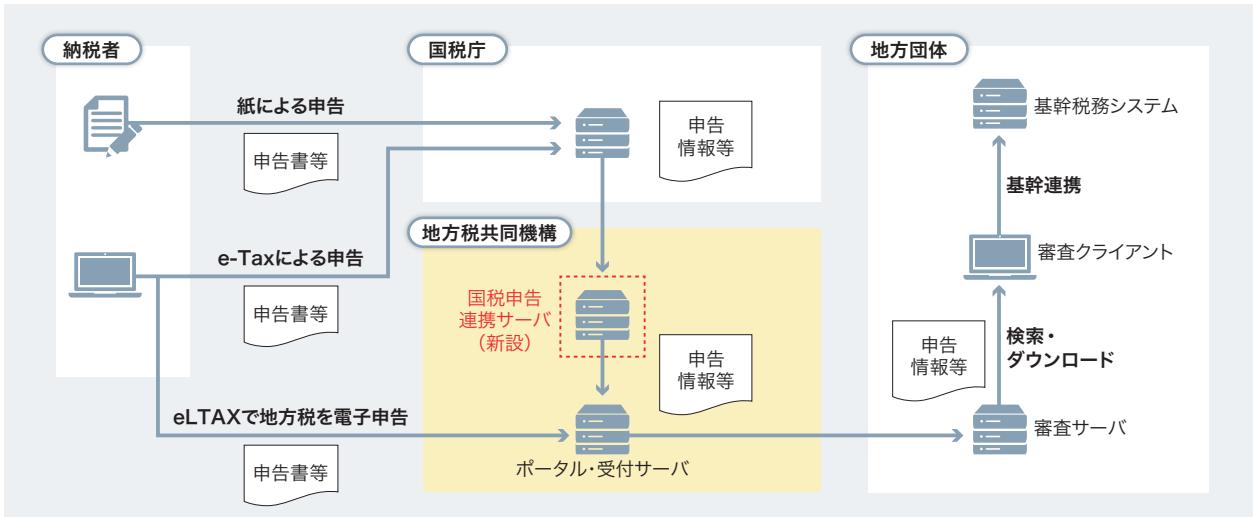
しかし、その方法が提出先によつて異なると、税務ソフトを利用している場合に「指定個所に付記ができない」とことなどが考えられます。多数の地方団体に申告する法人や一定の税務ソフトを利用してある法人にとっては、こうした利用しにくいケースも想定されるため、eLTAXの共通様式を添付することで申請できることとしました。

## 電気供給業にかかる事業税

電気供給業のうち発電・小売電気事業にかかる法人の事業税について、課税方式が一部変更されまます。省令改正等を踏まえた上で、税率、申告書様式等の変更に伴うeLTAXの改修を20年9月までに行なう予定です。



図2 ▶ 法人関係税にかかる国税連携システムの仕組み



デジタル・ガバナンス  
ここが  
ポイント!!



株式会社TKC  
地方公共団体事業部  
システム企画本部 部長 松下邦彦

# されること

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として特別定額給付金事業（以下、給付金）が実施され、自治体窓口へ出向かずに行きができるように、郵送申請方式とオンライン申請方が採用されました。本稿では、この給付金のオンライン申請の事例から、行政手続きのデジタル化で求められることを検討します。

## 給付金オンライン申請の概要

給付金オンライン申請は、マイナポータル（ぴったりサービス）の仕組みを使って実現されました。ぴったりサービスは、子育てワンストップサービス等で利用されています。

ぴったりサービスのオンライン申請

は、申請に関わる機能だけを持つています。紙の申請書では、住民は申請書に必要な事項を記入して自治体がそれを受け取ります。それと同じように、ぴったりサービスでは住民が電子的な申請フォームに入力して申請し、申請データを自治体が受け取ります。給付金オンライン申請では、マイナンバーカードによるデジタル署名を申請データに付加します。申請データを受け

取った後の自治体業務はぴったりサービスの対象範囲外であり、自治体では申請データを印刷して紙の申請書と同じように事務を実施することが一般的です。

給付金オンライン申請では、自治体が個別に整備する給付金の管理システム（以下、給付金システム）に申請データを取り込んで活用できるように、申請者を識別する情報（利用者証明用電子証明書の発行番号、通称「シリアル番号」）が申請データに付加されました。この情報を利用すると、申請者を給付金システム内の世帯主と自動的に合符することが可能となります。

● 申請者側

給付金オンライン申請で起きたこと

紙の申請書には、世帯主（申請・受給者）の氏名・住所や、世帯構成員の氏名を印刷して住民に送付しました。ぴったりサービスではこうした情報を取得できず、申請フォームに表示できません。そのため、申請者が入力する項目が紙の申請書よりも多くなります。世帯主の氏名・住所は手作業で入力するが、マイナンバーカードに暗証番号を入力します。さらに、給付対象者の氏名を入力します。紙の申請書では印刷された給付対象者のうちじょうに事務を実施することが一般的です。

号を入力して取得します。さらに、給付対象者の氏名を入力します。紙の申請書では印刷された給付対象者のうちじょうに事務を実施することが一般的ですが、オンライン申請では対象者の氏名を全員分入力します。

文字情報を手で入力するのは手間が多いだけでなく、誤入力する可能性も多いです。金融機関名や支店名等も当初は文字情報を入力していましたが、金融機関名を検索して候補の中から選択する機能が運用開始後に追加されました。自治体が保持する情報が使えば、世帯主が水道や児童手当等の口座情報を自治体に登録していることを申請フォームで提示できました。

● 自治体側

手手続きにおいて自治体が保持する情報の入力を不要にするのは、デジタル手続法が定める「デジタル化3原則」の一つ（ワンスオンリー原則）に従うこともあります。

紙の申請書ではまず封書で届いた申請書を開封します。これに相当する作業が、ぴったりサービスからの申請データ・ダウンロードや圧縮ファイルの解凍です。紙ベースで業務を行った

# 行政手続きのデジタル化で求め

めには印刷も必要です。

オンライン申請は紙の申請書よりも確認作業が多くなります。

まず、申請者の氏名がデジタル署名の電子証明書に含まれている氏名と一致していることを確認しなければなりません。これについては、給付金オンライン申請側に確認機能が追加されました。次に、申請者が住民基本台帳上の世帯主であること、また、給付対象者が世帯構成員であるかを確認しなければなりません。申請者が申請内容を手作業で入力しているため、誤りが多いことが問題となっています。

オンライン申請のデータは手作業で確認するのではなく、給付金システムに取り込んで自動的にチェックすることができます。申請データには申請者を識別するシリアル番号が附加されているので、住民基本台帳の情報によって世帯主の確認は自動化できます。ところが、給付対象者の確認は完全には自動化できません。なぜなら、給付対象者は氏名の文字情報であり、漢字を含めて誤入力が多いのです。システムで自動的に確認するには、自由記述の文字情報ではなく、宛名番号のよ

うなコード情報でなければなりません。

以上のように、申請者の入力の手間を減らすためにも、また自治体側の処理を自動化するためにも、オンライン申請と給付金システムとの連携が不可欠であることは明らかです。この連携は、オンライン申請から給付金システムへ申請データを転送するだけでなく、給付金システムからオンライン申請へ世帯構成員情報等を転送する双方向の連携とする必要があります。

## オンライン申請から 行政手続きのデジタル化へ

オンライン申請は、それだけではなく、紙の申請書をオンラインに置き換えるだけです。住民の利便性向上と自治体の事務効率向上を同時に実現するには、手続き全体をデジタル化することが必要です。そのためにはオンライン申請と業務システムで双方向のデータ連携が可能となるように、両者を一体的に整備することが求められます。これは現時点ではなかなか困難です。

まず、国が整備するには、自治体が保持する情報を取得する仕組みが必要です。マイナポータルでは自治体の中

間サーバーにある特定個人情報を取得

できますが、特定個人情報や情報提供ネットワークシステムの制約から、今回の給付金オンライン申請が必要とする世帯構成員の情報は取得できません。

逆に自治体が整備するには、業務システムの情報をインターネット側のオンライン申請システムに提供する必要があります。自治体では情報セキュリティ対策としてネットワーク3層分離の原則が求められており、番号利用事務系ネットワークにある基幹システムの情報をインターネット系のシステムに提供することはできません。

今回の給付金の事務については社会的に大きな話題となり、給付口座の登録を可能とする法改正が議論されています。一方でまたオンライン申請も注目されました。まずは、オンライン申請が基幹システムと連携できなくても、利用者が迷わず・間違わず申請できるように申請フォームのUX（ユーザーエクスペリエンス）を向上する必要があります。そして長期的には、国や自治体の仕組みが整えられ、行政手続きのデジタル化が確実に進んでいくことを切に期待します。





## 子ども子育て支援システム

# 新機能を提供 利用調整業務の効率化へ

録するため、入力の手間がかかりません。入所の登録は、「内定」と「決定」のいずれかを選択でき、市区町村ごとの運用に応じた処理ができます。

### 保

育施設の利用調整業務は、市区町村の入所選考基準に沿って、保護者の希望を尊重しつつ利用施設の選考作業が行われます。多くの市区町村ではこの調整業務を手作業で行っており、これまで膨大な労力と時間がかかりました。

そこで「TASKクラウド子ども子育て支援システム」は、煩雑な利用調整業務の効率化を支援する機能拡充に取り組み、2020年11月から提供を開始します。提供を予定する主な機能は以下のとおりです。

### 1 施設受入定員の管理

児童数（受入定員）を管理する機

### 2 指数や優先基準の設定

保育の必要性や家庭の状況等に基づき児童ごとに登録した指数について、変更履歴を管理できます。

また、指数が同点の児童については、  
「ひとり親世帯を優先」や  
「祖父母と別居世帯を優先」など  
市区町村ごとの優先基準に基づく  
利用順位を一括で登録できるよう  
になります。さらに調整したデータ  
は複数保管でき、それぞれについて  
利用調整の処理を行なうことができます。

### 3 条件に応じた自動マッチング

保護者の希望や指数、優先基準

### 4 利用調整結果の一括登録

マッチング結果をもとに、利用する保育施設をシステムへ一括登

能を提供します。これにより、  
「4月に3人、5月に2人…」など長  
期的な受け入れ計画に沿った調整  
が行えるようになります。

### 2 指数や優先基準の設定

に基づき、入所可能な保育施設を  
自動でマッチングします。例えば、  
「同一の保育所に入所」や  
「上の児童を優先して入所」など  
を考慮したマッチングが可能です。

また、保育施設の転園を希望す  
る児童が別の施設に入所内定した  
場合、転園前の施設の受け入れ定  
員を自動的に変更してマッチング  
処理を行うなど、職員の作業負担  
を軽減します。

（柏倉紀美恵）

No.	姓氏名(ふりがな)	出所番号	入所希望開始日	生年月日(クラス年)	指標表示
1	日本 一郎	◆ 0001000024	令和2年4月1日	平成27年8月24日生(4歳児)	40 (20/20)
2	日本 二郎	◆ 0001000024	令和2年4月1日	平成26年4月1日生(5歳児)	40 (20/20)
3	日本 三郎	◆ 0001000024	令和2年4月1日	平成26年4月1日生(5歳児)	40 (20/20)
4	青森 一大郎	0001000007	令和2年4月1日	平成27年12月12日生(4歳児)	40 (20/20)
5	岩手 四郎	0001000022	令和2年4月1日	平成27年11月3日生(4歳児)	40 (20/20)
6	秋田 花子	0001000023	令和2年4月1日	平成27年11月9日生(4歳児)	40 (20/20)
7	宮城 八郎	0001000021	令和2年4月1日	平成27年7月9日生(4歳児)	40 (20/20)
8	山形 稔子	0001000008	令和2年4月1日	平成27年8月8日生(4歳児)	40 (20/20)
9	福島 五郎	0001000010	令和2年4月1日	平成27年11月29日生(4歳児)	40 (20/20)
10	茨城 亂子	0001000011	令和2年4月1日	平成27年10月9日生(4歳児)	40 (20/20)
11	栃木 次郎	0001000012	令和2年4月1日	平成27年12月30日生(4歳児)	40 (20/20)
12	群馬 太郎	0001000015	令和2年4月1日	平成27年7月18日生(4歳児)	40 (40/0)
13	新潟 六郎	0001000019	令和2年4月1日	平成27年5月30日生(4歳児)	40 (20/20)
14	福井 七郎	0001000009	令和2年4月1日	平成27年9月17日生(4歳児)	40 (20/20)

TKCでは、今後も「TASK  
クラウド子ども子育て支援シス  
テム」の機能強化に努めてまいりま  
す。ぜひ、ご期待ください。



## 公会計システム

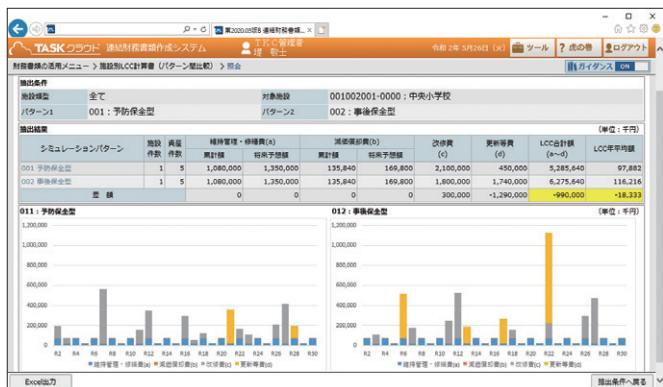
# チエック・分析機能を強化 財務書類の活用へ

今

年3月、総務省は「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書」を取りまとめました。

報告書では、「固定資産台帳や財務書類が適切に作成・更新される体制が築かること」と「作成した財務書類等の情報が資産管理や予算編成などへ積極的に活用される体制が築かれること」を期待するとしています（詳しくは6頁9ページ参照）。

これらを踏まえ、「TASKクラウド公会計システム」シリーズのさらなる強化拡充へ取り組みます（提供時期などは別途ご案内します）。今後提供を予定する新機能の中でも、ぜひ注目していただきたいのが以下の2点です。



1

LCCシミュレーション機能  
維持管理や修繕費、改修・更新費などの単価と、経費発生の周期を登録するだけで、施設にかかる

ライフサイクルコスト（LCC）を簡単に試算できるようにします。

単価と周期は、複数のシミュレーションパターンを登録できます。例えば、〈長寿命化改修を行い、更新時期を延長する〉と〈長

寿命化改修を行わない〉とそれぞれのライフサイクルコストを比較検討できます。試算には固定資産管理システムに登録済みのデータを使用するため改めて登録する手間がなく、減価償却費を含めたトータルコストも確認できます。

これらシミュレーション結果は、  
施設の再配置・統廃合など「公共  
施設マネジメント」に活用できる  
だけでなく、公共施設等総合管理  
計画・個別施設計画で求められる  
「維持管理・更新等に係る中長期

分析等の重要性の認識を持つべき」と述べています。

そこで職員自らが財務書類を分析し、その結果を分かりやすく整理できる機能を検討しています。

この機能では、財務書類の各勘定科目や指標に応じた「分析のポイント」と関連データなど、分析にあたって着目すべき情報を容易に把握できるようにします。また、結果は「財務書類分析レポート」として出力でき、住民向け公表資料としての活用も可能です。

TKCでは、今後も公会計情報の活用を支援する機能の強化に努め、「行政経営の強化」と「財政の効率化・適正化」を支援してまいります。  
(丸田淳次) □

的な経費の見込み」を試算する際の参考資料としても利用できます。

2

財務書類分析レポート機能

研究会報告書では、住民や議会などの期待に資するため、財務会計としての役割を確実に果たす必要性を強調。それには、「府内全体で財務書類の作成、チェック、

# カード交付予約・管理システム本稼働

5月21日、「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」の正式提供を開始しました。

同日には、ファーストユーザーとなる茨城県五霞町（町長・染谷森雄／人口約8,500人）での本格運用もスタート。これにより、住民はスマートフォンやパソコンなどからマイナンバーカードの申請、更新、受け取りの予約が可能となりました。

これにより、住民はスマートフォンやパソコンなどからマイナンバーカードの申請、更新、受け取りの予約が可能となりました。

正式提供に先立ち、3月末から五霞町の協力を得て実務に利用しながらシステムの機能検証を実施。無事に本稼働を迎えて、五霞町では「新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、3密を避けて窓口の混雑緩和ができる。長期的にはスマート自治体が

目指す『窓口業務の効率化』にもつながると期待している」とコメントを寄せくださいました。

## さらなる効率化支援へ カード情報自動読み取り機も開発

マイナンバーカード交付予約・管理系统は、市区町村が担うマイナンバーカードの交付・管理業務をトータルに支援するクラウドサービスです。窓口での申請受付のほか、出張申請や企業等一括申請などにも対応。また、カード管理簿の作成から来庁予約管理、交付までの工程管理など一連の業務の効率化を支援します。

特別定額給付金の申請に伴い、マイナンバーカードへの注目度が一気に高め、最大100枚のカード情報を自動で読み取ることができる専用機器も開発中で、7月から中核市など複数団体の協力を得て実務検証を予定。また、カ

い合わせも急増。すでに約20団体に採用いただきました。さらなる業務の効率化を支援するため、TKCでは今後もさまざまな取り組みを通じて、行政効率の向上と住民サービスの充実をご支援します。TKCでは今後もさまざまな取り組みを通じて、行政効率の向上と住民サービスの充実をご支援します。



## 編 集 後 記

◆3月に総務省から「地方公会計の推進に関する研究会」の報告書が公表されました。報告書では地方公会計の活用についての検討結果がまとめられており、これから財務書類の活用が活発になると感じています。連結財務書類作成システムではセグメント分析など公会計の活用機能を各種提供しています。“まずはやってみる”ため、事業分野を絞ってのセグメント分析などを試してみてはいかがでしょうか。(深須)

◆ここ数ヶ月で、仕事の仕方が大きく変わりました。オンラインでの会議が一般化し、業務連絡は主にチャットツールで行うようになりました。これらは、以前は「代替手段として、仕方なく利用する」印象でしたが、いざ使い始めるとメリットが多く、今ではむしろ積極的に利用しています。市区町村でも、仕事の仕方を変えることへの関心が高まっていると思います。その流れを積極的に支援してまいります。(松本)

◆今夏、皆さんはいかがお過ごしでしょうか？私はなるべく外出しないように、仕事や買い出し以外はほとんど自宅にて自粛しています。コロナウィルス感染症は全世界で見ればまだまだ収束していません。日本もいったん落ちていたと思いましたが、また感染者が増え始めており安全とはいえません。厳しい状況が続きますが、引き続き、コロナ収束に向けて一人一人が意識して予防対策して乗り切りましょう。(菅)

◆コロナ禍で、仕事のやり方を抜本的かつ半ば強制的に見つめ直した団体が多かったのではないか。しかし、Web会議など、いざ使ってみるとその利便性を体感でき、「もっと早く使えばよかった」と実感した人も多いだろう。業務効率を向上するツールはまだある。先入観や前例踏襲という考え方を脱し、使える道具はなんでも使い、「はじめの一歩」をいかに早く踏み出せるかが、変化の鍵を握ると思う。(横山)

新風 2020.4 vol.119  
2020年7月1日発行

発行人 飯塚真規  
編集人 湯澤正夫  
編集室 菅 正道／深須雄太／松本真理恵  
坂井淳徳／横山 良／井村 薫  
編集委員 飛鷹 聰／中村 浩／坂本宗俊  
吉澤 智／松下邦彦／林 克己／松山正男  
発行所 株式会社 TKC  
栃木県宇都宮市鶴田町1758番地  
TEL 028-648-2111㈹  
東京都新宿区揚場町2-1  
TEL 03-3235-5511㈹  
編集制作 株式会社 TKC 地方公共団体事業部  
デザイン 株式会社 エス・プランニング  
柳 敏盛／根子 縁  
印刷製作 株式会社 TLP

不許複製・株式会社TKC\*2020.7 ■内容に関するお問い合わせは地方公共団体事業部 営業企画部(028-648-2111) またはホームページへ URL <https://www.tkc.jp/lg/>



この印刷物は環境に配慮して植物油インキを使用しています。

●バックナンバーはホームページからご覧いただけます。●本誌は、環境に配慮した植林木からつくられた用紙を使用しています。